月刊エフアンドパートナーズ

Vol.35 増刊号③

相続手続を始めると「戸籍を提出してください」と役所や金融機関に指示されます
今回は、戸籍に関してよくあるご質問をご紹介します

相続人は戸籍で確認を！？

平成28年 11月

お父様が亡くなり相続が発生したAさんの疑問

？ 相続人は**自分たちが把握しているので**
わざわざ戸籍謄本を取り寄せてまで
相続人調査をする必要ないと思うのですが？

戸籍謄本の取り寄せは必要です

故人様の「**出生からお亡くなりになるまで**」の
転籍・戸籍改製・婚姻等がある度に作成された
全ての戸籍を取り寄せます。

？
どうして
必要なの？

民法上の相続人を戸籍で証明します

銀行
預貯金の解約や
名義変更手続

法務局
相続登記

家庭裁判所
相続放棄

各種相続手続で提出を求められ
戸籍で相続関係を証明します。

**戸籍を確認して初めて
子や養子が発覚する場合も！**

？
1通では
足りない？

新しく作られた戸籍には、転籍前の前妻や子など
古い戸籍の情報が全て書き写されるのではないので
相続人が漏れていないか全戸籍を確認します。

遠方の役所への請求、昔の戸籍の解読など
戸籍収集や相続人確定の作業は大変な作業です。

F&Partnersには相続のプロが多数おりますので
スピーディ・確実に貴方の手間を省きます。

司法書士法人
F& Partners

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL　075-256-4548